

仕 様 書

この仕様書は、広島市立リハビリテーション病院における歯科用エックス線撮影装置用端末（以下「機器」という。）の購入及び納品について適用する。

1 品名、数量

歯科用エックス線撮影装置用端末 2式

2 規格その他

以下のものとし、搬入、据付、調整等を含むものとする。

品名		メーカー	型式	数量
歯科用エックス線撮影装置用端末				
内 訳	歯科用エックス線撮影装置用端末 本体	モリタ(株)	10258-5576	2式
	液晶ペンタタブレット(DTU-1631E)	モリタ(株)	258-0878	2式
	延長セット(VGA+USB ケーブルほか)	モリタ(株)	258-2110	2式
※既存歯科用エックス線撮影装置サーバー(モリタ製)との連携に必要な作業費を含むこと。				

3 一般的条項

- ① 納入物品は新品・未使用品とする。
- ② 受注者は契約締結後、搬入日時及び搬入経路等について、速やかに当院歯科職員と協議し、その結果を当院事務室職員に連絡すること。
- ③ 受注者は、納入を予定している機器の保管及び調整を、受注者の費用負担により、適切に実施すること。
- ④ 受注者は、搬入当日に納入作業に入る際、事前に当院事務室職員に作業を開始する旨の連絡をすること。作業を終了する場合も同様とする。
- ⑤ 受注者は、納入物品の搬入・設置にあたって、当院の施設に損傷を与えないよう配慮すること。
なお、損傷等を与えた場合は、直ちに当院事務室職員に報告し、受注者の費用負担により速やかに原状回復を行うこと。
- ⑥ 受注者は、納入物品の搬入・設置にあたって、当院職員の指示した経路により搬入し、指示した場所に設置するものとする。
なお、必要となる措置は、受注者の費用負担により責任を持って適切に実施すること。

⑦ 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。

ア 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書

イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表

⑧ 受注者は、納入機器の購入契約に伴い廃棄することとなる現行の歯科用エックス線撮影装置端末（モリタ製）2式について、当院事務室職員の指示に従って、院内指定場所に移動させること。

4 納入期限

平成29年10月31日（火）

5 納入場所

広島市立リハビリテーション病院 歯科 【担当：片瀬】

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

電話番号 849-2803（事務室）

6 検査及び引き渡し

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに当院事務室職員に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

7 操作説明

受注者は、当該機器設置後に受注者の費用負担による操作方法の説明を当院歯科職員に行うこと。

8 保証期間

本機器検査受領後1年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取り替えるものとする。

9 その他

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院事務室職員及び受注者が協議のうえ、決定するものとする。